

平成27年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（知事部局）

監査テーマ「補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助団体等に対する道の事務の執行について」

監査の結果に基づき講じた措置

－保健福祉部－

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<p>【貸借契約更新に当たり建物の用途等の確認を行っていないものなど】</p> <p>建物等の貸借契約の更新に当たっては、団体から提出された貸付申請書の内容を確認するなどして貸付決定を行っているが、当該申請書に建物の図面の添付がなく、建物の用途や面積などが確認できず、適切な確認ができない状況となっていた。</p> <p>また、土地、建物及び工作物貸借契約書（以下「貸借契約書」という。）に、貸し付ける建物内の位置や用途を明示した図面を添付していなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>道は、普通財産について、無償又は時価より低い対価で貸し付けるときは、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供することなどを確認する必要があり、建物等の貸借契約の更新を行うときは、都度、貸付申請書に図面を添付させ、借受事業者において、公益事業の用に供するかなどについて確認を行う必要がある。</p> <p>また、貸借契約書については、貸し付ける建物内の位置や用途を明示した図面を添付すること。</p>	<p>平成29年4月からの貸借契約更新に当たり、団体からの貸付申請書に図面を添付させ、公益事業の用に供するかの確認を行いました。</p> <p>また、貸借契約書についても、図面を添付して作成しました。</p>
<p>【貸借契約書の内容が現状と異なっているもの】</p> <p>道と団体とが締結した貸借契約書第2条において、「土地、建物及び工作物を団体の寄付行為第6条に定める事業の用途に供さなければならない。」と定めているが、当該団体は、平成26年4月に財団法人から一般財団法人へ移行しており、団体の根本規則は寄付行為から定款に変更となっているため、これに伴う契約内容の変更を行う必要があったが、この手続きを行っていなかった。</p> <p>また、平成27年度の契約更新においても、内容を変更することなく、寄付行為のまま契約を締結していた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>道は、貸借契約の更新に当たっては、従来の契約の内容を確認するとともに、契約の相手方の現況を的確に把握し、適切な契約内容により契約を締結すること。</p>	<p>平成29年4月からの貸借契約の更新に当たり、契約内容を定款とし契約を締結しました。</p>

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<p>【団体と転貸先との協議の状況を確認していないもの】</p> <p>道が団体に貸し付けた建物を、団体が当該団体以外の団体に転貸するに当たり、道は、貸借契約書第5条に基づき団体から転貸承認申請を受理し、転貸承認を行っている（平成27年4月）が、当該承認通知に「光熱水費などの負担については、貴団体と転貸先団体で引き続き協議すること。」と記載し、団体と転貸先との間での協議を求めている一方、その終期を平成28年度末（契約締結から2年後）の契約更新時までとしていて、監査日現在、協議の状況を確認していなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>転貸先からの光熱水費収入などについては、道が団体に支出している「難病センター運営費補助金」の算定に係る控除財源となっており、また、転貸先の光熱水費を団体が負担し続けることは結果として、道の負担増（補助金での補填）に結びつくことから、道は、直ちに協議が整うよう積極的な関与を行う必要がある。</p>	<p>平成29年3月27日付けで団体と転貸先において確認書を取り交わし、光熱水費は転貸先の負担とすることとしました。</p>
<p>【利用規定の改正を行っていないもの】</p> <p>団体は同施設内で宿泊施設を運営しており、利用料金の改定を、平成27年1月の理事会で承認し、当該内容についてパンフレットに改定後の利用料金として掲載していたが、利用料金や利用に当たっての注意事項などを定めている、「北海道難病センター宿泊室利用規程」の改正を行っていなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>道は、団体に対し、宿泊料金など利用者から徴する料金の改定を行ったときは、直ちにその旨を報告させるとともに、利用規程を改正するなどの、所要の事務を行うよう指導すること。</p>	<p>団体では「北海道難病センター宿泊室利用規程」を、平成27年4月1日改定の利用料金に改正を行いました。</p> <p>また、今後、料金の改定を行った場合は直ちにその旨報告を行い、利用規程を改正するよう指導を行いました。</p>
<p>【利用台帳に使用区分の記載を行っていないもの】</p> <p>宿泊施設の宿泊料は、患者又は患者の親族の利用と一般の利用とで異なる料金に設定しており、その区分ごとに利用者を把握することとしているが、整理すべき利用台帳にこの記載を行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>宿泊施設の宿泊料は、道が団体に支出している「難病センター運営費補助金」の算定に係る控除財源であり、団体の収入を正確に把握するうえからも、道は、団体に対し、利用台帳に利用者の区分を記載するよう指導すること。</p>	<p>団体に対し、利用台帳に利用者の区分を記載するよう指導を行いました。</p> <p>なお、平成28年度補助金の額の確定時における実地検査で、利用台帳に利用者の区分が記載されていることを確認しました。</p>

平成27年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（知事部局）

監査テーマ「補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助団体等に対する道の事務の執行について」

監査の結果に基づき講じた措置

—環境生活部—

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<p>【施設を道に無断で貸し付けているもの】 道と団体との間で締結した北海道立消費生活センターの管理に関する協定書において、消費者団体へ貸し付けすることが可能な施設については、団体が管理する14施設のうち、くらしの教室1施設のみと定められている。 しかしながら、団体においては、くらしの教室のほか、貸し付けが可能とされていない体験学習室及び小会議室についても、消費者団体に貸し付けを行っていた。 《改善意見》 道は、団体に対し、団体が管理する施設について、消費者団体に貸し付けを行うときは、協定書の規定を遵守するよう指導すること。</p>	<p>団体が管理する施設の貸し付けに当たっては、協定書の規定を遵守し、適切に行うよう指定管理者を指導しました。 なお、指定管理者から、体験学習室及び小会議室を消費者団体に貸し付けることは、道民の自主的かつ合理的な消費行動を促すという、道立消費生活センターの設置目的に合致すると考えられるため、貸し付け可能な施設としたいという要望が寄せられたこと。また、当課としても同様の考えであったことから、平成28年10月6日付けで変更協定書を締結し、体験学習室及び小会議室を貸し付け可能な施設としました。</p>
<p>【施設の貸付規定等を定めていないもの】 団体が管理する施設を他の団体等に貸し付けするときは、その貸付方法や利用する際のルールを定め、管理受託した施設の適切な管理を行わなければならないが、貸し付け可能なくらしの教室について、これらの定めを行っていなかった。 《改善意見》 道は、団体に対し、自らが貸付方法や利用する際のルールを定め、適切な管理を行うよう指導すること。</p>	<p>団体が管理する施設の貸し付けに当たっては、団体が自ら施設の貸付方法や利用する際のルールを定め、適切に管理を行うよう指定管理者を指導しました。 この結果、北海道立消費生活センターにおいて、「北海道立消費生活センター会議室等貸出規定」を策定し、平成29年4月1日付けで施行しました。</p>

平成27年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（知事部局）

監査テーマ「補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助団体等に対する道の事務の執行について」

監査の結果に基づき講じた措置

－空知総合振興局－

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<p>【利用者満足度調査の結果を公表していないもの】</p> <p>北海道立都市公園の管理に関する協定書（北海道立真駒内公園及び北海道立野幌総合運動公園）において、団体は、利用者満足度調査を定期に実施することとされており、また、当該調査を実施したときは、その結果についてインターネットを利用して住民に公表することとされているが、平成27年3月に実施した当該調査の結果を公表していなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>団体が行う利用者満足度調査は、自らのサービス水準について把握し、サービスの維持向上に向けた検討材料とするためのものであり、調査結果の公表は、当該調査の透明性の担保に資するとされているとともに、団体が常に利用者からの評価を意識し業務を行うといった効果が期待でき、サービスの維持向上につながるものであることから、道は、団体に対し協定書の規定を遵守し、インターネットにより公表するよう指導すること。</p>	<p>利用者満足度調査結果を公表することの重要性について、団体に改めて説明を行い、協定書に基づき、インターネットで公表するように指導を行いました。</p> <p>なお、団体は平成27年3月に実施した調査結果については、平成28年8月2日付けで、平成29年1月から同年2月にかけて実施した調査結果については、平成29年3月2日付けでインターネットにて公表しました。</p>